

令和6年5月28日

学校法人 ヒラタ学園

理事長 平田 勇 殿

国土交通省 大阪航空局長

村田 有



警告書

1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴学園においては、組織的な不適切整備作業及び運航が複数認められ、現行の体制下においては、航空機の運航の継続的な安全性が確保されないおそれがあると認められたことから、令和6年5月28日、事業改善命令を発出したところである。

これらの違反行為は、航空法及び航空法の規定に基づき認可を受けた貴学園の整備規程及び運航規程に違反したものであり、安全管理システムが適切に機能しておらず、貴学園の安全統括管理者が現場任せで安全管理体制を機能させる本来の職務を怠っていたことが認められる。

以上のことから、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領（平成30年3月29日、国官参事第1340号）の規定に基づき、下記2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、貴学園が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組む必要がある。

今般の状況を鑑み、安全管理統括管理者自身が安全管理規程に規定する運営方針を改めて理解、認識した上で、整備部門や運航部門を的確に管理し、安全管理体制を再構築するなど、安全統括管理者の職務についても改善措置を講じるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、この警告に違反した場合には、貴学園に対して安全統括管理者の解任命令を行うことがあることを申し添える。

以上